

大学等における職域追加接種について、接種予定人数の要件の緩和や接種券なしでの運用等について厚生労働省から各地方公共団体及び関係機関に対して周知されていますので、お知らせします。1・2回目接種を実施した各大学等におかれは、職域追加接種の実施について改めて御検討いただくようお願いします。

事務連絡
令和4年2月1日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

「大学拠点接種」での追加接種実施に当たっての留意点等について（その2）
（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について適切に御対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下単に「ワクチン接種」という。）に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

職域（学校等を含む）単位でのワクチンの追加接種（以下「職域追加接種」という。）については、厚生労働省から「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康予防接種室事務連絡）等において示され、それを受けて大学拠点接種での実施については、「「大学拠点接種」での追加接種実施に当たっての留意点等について」（令和3年11月25日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡（以下「11月25日事務連絡」））にて、申請方法等をお知らせしたところです。

この度、厚生労働省において別紙のとおり職域追加接種における実施要件の一部が整理されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

現在、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しております。追加接種の時期は、各大学等においては入学者選抜や入学・卒業等の多忙な時期と重なりますが、接種要件の緩和等が行われることも踏まえて、地域の負担を軽減しつつ追加接種を加速していくためにも、初回接種を実施した大学等のうち、職域追加接種に未

申請の大学等におかれては、今一度職域追加接種の実施に向けて御検討いただくようお願いいたします。

また、職域追加接種の実施に当たっても、文部科学省において、大学等ワクチン接種加速化検討チームを継続して設置しております。職域追加接種の実施に際しての御疑問や、文部科学省から発信する情報等で御不明な点等がございましたら、本事務連絡に記載の担当者連絡先まで御連絡、御相談ください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

(1) 職域追加接種の実施要件における接種予定人数の緩和について

これまで、1会場当たり1,000人以上への接種を行うことを想定し、1,000人に満たない場合は厚生労働省健康局健康課予防接種室に個別に相談することとされておりましたが、1会場当たり500人以上の接種を行う見込みがある場合は、職域追加接種の実施の申し込みが可能となりました。

(2) 接種券なしでの接種に係る事務運用について

これまで、厚生労働省から「ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、」
「職域で追加接種を受ける者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等」における例外的な対応が示されております。

このように接種券なしでの接種も可能とされているところ、職域追加接種を実施する大学等におかれては、この運用も御活用ください。

(3) 職域追加接種促進のための財政支援について

職域追加接種における財政支援について、実費補助の上限引き上げについて検討されております。詳細は別途ご連絡します。

○新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について
（その2）【別紙】

< 本件連絡先 >

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

E-mail : daigaku-vaccine@mext.go.jp

< 全般、本事務連絡の内容について >

大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班
(内線 : 3341)

< 個別相談について >

大学等ワクチン接種加速化検討チーム 大学班
国立大学担当 (国立大学法人支援課)
(内線 : (1 係)4594、(2 係)3601、(3 係)4608、(4 係)4609)

公立大学担当 (大学振興課公立大学係)
(内線 : 3370、2418)

私立大学担当 (私学部)
(内線 : 4617)

高等専門学校担当 (専門教育課)
(内線 : 3149)

事務連絡
令和4年2月1日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について
（その2）

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職域（学校等を含む。）単位での新型コロナウイルスワクチンの追加接種（以下、「職域追加接種」という。）については、「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡（以下、「11月17日事務連絡」という。））等によりお示ししている実施・運用方法等に基づき、現在、各企業・大学等から実施の申込み等を受け付けているところです。

この度、職域追加接種における実施要件の一部を下記のとおり整理し、企業や大学等にお知らせする予定ですので、貴職におかれましても御了知の上、貴管内の関係機関等に周知を図るようお願いいたします。

記

1. 職域追加接種の実施要件における接種予定人数の緩和について

（1）緩和の考え方

職域接種においては、地域の医療資源や医療体制に影響を及ぼすことなく、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る地域の負担軽減を図ること及びワクチンの効率的な配送や在庫内での冷凍庫貸与が可能となるよう、11月17日事務連絡において、1会場当たり1,000人以上への接種を行うことを想定し、1,000人に満たない場合は厚生労働省健康局健康課予防接種室に個別に相談することとしている。

今般、昨年、初回接種として職域接種を実施した企業・大学等で未だ職域追加接種の申込みを行っていない企業等の中には、1会場当たり500人以上の接種であれば実施可能とする企業等が一定程度存在することから、1会場当たり500人以上の接種を行う見込みがある場合は、職域追加接種の実施の申込みを可能とする。

(2) 留意事項

接種予定人数が500人の場合、1バイアル15回換算（1箱150回換算）で配送するワクチン量は4箱となり、接種可能回数は600回分となる。したがって、使用されることなく廃棄されるワクチンの量が可能な限り最小となるよう、引き続き、600人の接種を目指し、関係企業や取引先等との調整や交互相接種が可能となることによる意向確認等の取組を通じ、接種対象者の拡大を図ること。

(3) 適用期日

記1の取扱いについては、第3クール（令和4年3月28日～4月10日接種開始、3月14日週ワクチン配送）以降に追加接種を実施予定の会場から適用することとする。なお、第3クールに接種開始する場合のスケジュールは下記のとおりであり、3月14日週に当該会場にワクチンが届き次第、接種開始が可能であること。

<第3クールに接種開始する場合のスケジュール>

- ・職域接種実施に係る申込み〆切：令和4年2月8日（火）中
- ・接種計画の登録〆切：令和4年3月1日（火）15：00まで
※冷凍庫貸与希望の初回登録については2月22日（火）15：00まで
- ・第3クールのワクチン分配量決定：令和4年3月3日（木）
- ・第3クールのワクチン配送：令和4年3月14日週
※冷凍庫貸与の場合の冷凍庫配送は令和4年3月7日週

2. 接種券なしでの接種に係る事務運用について

11月17日事務連絡の記4（5）において、「職域追加接種の接種時には、接種券（接種券と予診票を一本化した新様式が基本）の持参を原則とする。」とし、その後、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、「ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり」、「職域で追加接種を受け

る者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等」における例外的な対応をお示ししているところである。

このように、職域追加接種においても、接種券なしでの接種も可能としているが、職域追加接種の対象企業・大学等においては、この運用についても活用されたい。

【参考】

- ・ 「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」（令和3年11月17日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000858916.pdf>
- ・ 「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000859245.pdf>
- ・ 「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000889646.pdf>

3. 職域追加接種促進のための財政支援について

「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」においては、外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、中小企業が商工会議所等、複数の企業で構成される団体等を事務局として、職域接種を共同実施した場合等に、職域接種実施に要した経費に対して、1,000円×接種回数を上限に実費補助を行っているところであるが、職域追加接種の実施に要する経費に対しては、当分の間、接種1回当たり1,000円の実費補助の上限を引き上げることについて、現在検討しているところであり、詳細については別途お示しする。